

2 不審者から子どもを守るために

2

2.1 危機管理体制整備のポイント

2.1.1 学校は、安全管理や危機対応時の体制を整備していく上で、次の点に留意する。

- 1 子どもの実態に即しているか。
- 2 地域の実態に即しているか。
- 3 危機発生時から解決までの段階的な対応がなされるか。
- 4 危機の深刻さ・様相の違いによる対応がなされるか。
- 5 地域や関係機関と情報が共有されるようなシステムになっているか。

2.1.2 外来者が、不審者であるのかそうでないのかを見分けるのは非常に難しいが、不審者として疑う根拠について共通理解を図っておく。

- 1 訪問導線(外来者がたどる校門から受付場所までを指示した順路)を外れている者
- 2 挙動不審者：
 - (1) 来校目的が不明確な者
 - (2) 着衣が乱れていたり動作・行動・態度に落ち着きがない者
 - (3) 理解しがたい言動をする者
 - (4) 危害を加える恐れのある者
 - (5) 凶器所持あるいはその疑いのある場合

2.1.3 上記以外に、学校への苦情や児童生徒の呼び出し要求等目的が明確な外来者であっても、児童生徒・教職員に対し以下のような言動のある場合、同様の危機対応が求められる。

- 1 恫喝・脅迫・人格蔑視の言動
- 2 掲示物・物品の破損
- 3 「つく」「おす」などの加害行為
- 4 車両乗り入れによる暴走行為

2.2 子どもの実態に即した危機管理

2.2.1 学校の危機管理は学校全体として画一的な対応に陥ることなく、子どもの発達段階や障害の状態に応じた体制を整備し、危機対応等について共通理解を図っておく。

2.2.2 児童期の子どもは、ふだん身近な場所での危険について知識を持っているものの、まだ十分な危険判断能力を持っておらず、不審者に対する判断や対応など未知の体験に対する危険判断が難しいため、特に低学年の児童に配慮した危機対応が必要である。

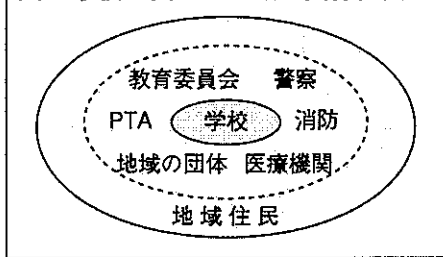
2.2.3 視覚障害や聴覚障害のある児童生徒には、それぞれの障害による危機に関する情報不足を、適切な声かけや動作による指示等により補い、手を引いて誘導するなど障害の状態に応じた対応を行う。また、肢体不自由の児童生徒には、平素より車椅子や移動補助具に配慮した避難経路を確保しておくとともに、地域の支援体制の整備や病院との迅速な連携が図られるよう体制を整えておく。

2.2.4 また、知的障害や情緒障害のある児童生徒は、急激な状況変化に伴い突発的な行動やパニックに陥ることも考えられ、危機時には適切な声かけをするなど心理的な緊張や不安を和らげるとともに、個々の危険判断能力に即した適切な危険回避のための対応が求められる。

2.3 「開かれた学校づくり」と危機管理 —地域に支えられた危機管理—

2.3.1 危機管理は学校だけでできるわけではない。保護者や地域の人々、さらに関係機関職員など、さまざまな人々が一体となって取り組むことが必要である。そのためには、日頃から学校が地域に開かれた存在であることが不可欠である。

図1 学校を支える地域・関係機関等



2.3.2 開かれた学校づくりは、次のような活動を通して推進される。

- 1 保護者や地域の人々への教育目標や教育内容等に関する情報の提供
- 2 平素の教育活動における地域の人々や関係機関職員との交流や協働

2.3.3 学校は、危機管理に関する学校の考え方や取組を地域の人々に情報提供するだけでなく、PTAや学校保健委員会、学校評議員などの協力を得るなど、地域の人々と共に学校への支援体制を整備し、地域に支えられた学校危機管理を確立していく必要がある。地域の人々の温かいまなざしが、子どもたちを不審者から守る大きな壁となる。

2.3.4 関係機関との連携においても、担当係や担当者を明確にしておき、危機対応時の対応のあり方や、救急車両到着前にしておくべきことや到着後の対応について、専門的立場からの意見を求め共通理解を図っておくことも重要である。

2.4 危機管理体制の整備

2.4.1 学校は、学校内だけでなく地域や関係機関と連携を図った危機管理に係る取組を進めていく上で、年間を通して表6に示した一連の取組が必要になる。(表6)

表6 危機管理に関する年間の取組

時期	具体的取組例	共通理解事項例
年度初	<ol style="list-style-type: none"> 1 校内での会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・初任者や転勤等に伴う新たな教職員との共通理解 ・全教職員による、組織の改変に伴う役割の再確認 2 地域住民・関係機関職員との会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・協力依頼・共通理解事項の確認 ・関係者の出席：教育委員会職員、警察署・消防署職員、保護者及び地域住民の代表者等 	<ol style="list-style-type: none"> (1)安全管理に関する取組(→2.5) <ol style="list-style-type: none"> ①外来者の把握方法 ②不審者の早期発見のための対策 ③登下校時の安全確保のための対策 ④不審者への基本的な対応 ⑤施設点検・見直し ⑥危機対応備品の整備 ⑦危機発生時の関係機関との共通理解 ⑧危機対応能力向上のための訓練等の計画 (2)危機対応マニュアルの作成・見直し(→2.6) <ol style="list-style-type: none"> ①校内危機対応組織 ②教職員緊急連絡網 ③緊急連絡先リスト ④危機対応手順 ⑤その他
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民や関係機関との協力体制による共通理解事項の実践 <ol style="list-style-type: none"> (1)外来者の把握(外来者の協力) (2)不審者対応訓練・演習の実施と評価(校内・合同) 2 連絡網等、常に最新のものに更新 3 適宜、校内での会議及び関係者との会議の開催 	
年度末	<ol style="list-style-type: none"> 校内での会議開催(適宜、関係者の出席を依頼) <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組の成果や課題についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた取組の見直し

2.5 安全管理に関する取組

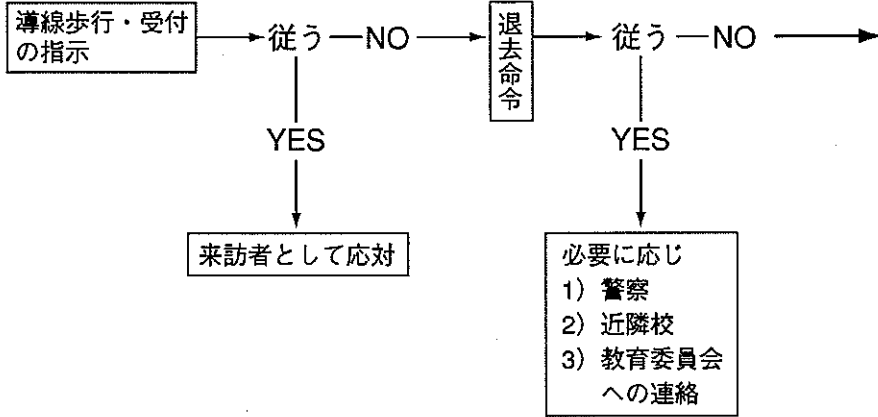
2.5.1 年度当初に行う学校内及び地域住民や関係機関との会議において、共通理解を図っておくべき平素の取組には以下の内容が考えられる。(表7)

表7 年度当初の共通理解事項

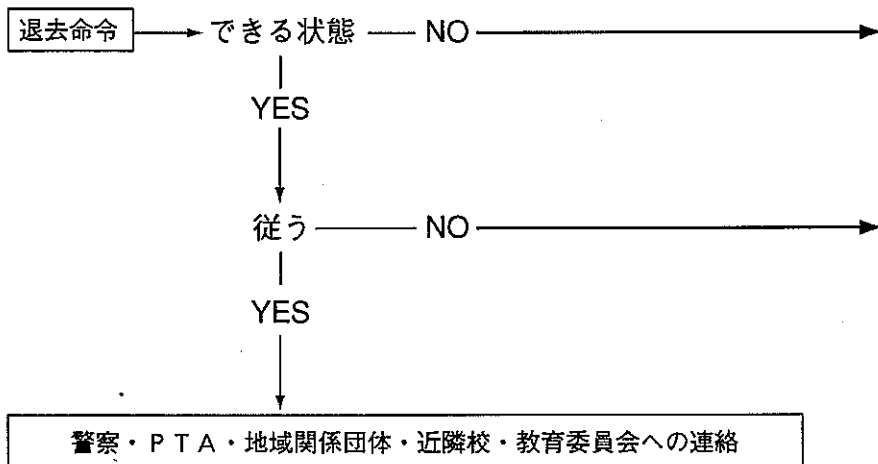
	共通理解事項等	具体例・留意点等
1 外 来 者 の 把 握	1 外来者の導線(順路)設定	1 立て札や看板等による「受付」場所の明示 2 受付場所までの順路案内指示： 「ご用のある方は〇〇門へお回り下さい。(学校長)」 「ご用のある方は〇〇で受付を行ってください。(学校長)」
	2 外来者の把握	受付(窓口の一本化)： 氏名、入退校時刻、用件等の記入・番号札等の着用 順路及び受付場所は児童生徒の学習活動区域と分離できる よう配慮し、受付業務は、各学校の実態に即し教職員の共 通理解の下、実施する。
2 不 審 者 早 期 発 見 の 対 策	1 情報の共有・ 通報システムの整備	1 平素の地域住民・警察・近隣校との不審者情報共有システ ム 2 不審者発見時の地域住民による緊急通報システム
	2 教育活動中	1 日常的な教育活動の中での取組 教員が授業のない時間に10分程度のゴミ拾いをしたり、花 の水を換えたりする環境整備活動をととして、子どもの平 素の姿を把握し指導に生かしたり、不審者の早期発見を行 ったりする。 2 運動会や音楽祭等の学校行事 地域住民が数多く来校する学校行事においては、PTAや 地域の人々と協力して校内の巡回を行う。
3 登 下 校 時 の 安 全 確 保	1 危険箇所の把握	1 子ども・PTA・地域住民・警察等からの情報収集 (1) 不審者に声をかけられた場所 (2) 人気がない場所 (3) 見通しの悪い場所 (4) 暗い場所
	2 子どもの避難場所の確保	1 「子どもを守る110番の家」への協力依頼 2 通学路に面した家の住人による児童生徒の保護及び警察・ 学校への連絡依頼
	3 子どもへの周知及び 具体的対策	1 「通学路安全マップ」の作成：危険箇所、交番、子どもを 守る110番の家等避難場所を記入 2 子どもへの周知 3 PTA、警察による巡回 4 自治会・行政による危険箇所の改良

危険を感じたら

1 導線（順路）外歩行者



2 挙動不審者



3 留意事項

- (1) 導線外歩行者には、「どちら様ですか。何かご用ですか。〇〇で受付をして下さい。」等、来校目的、氏名も併せて確認する。来校目的が明確でない場合は、退去を命じる。
- (2) 「県警ホットライン」の使用にあたっては、法令違反がなくても危険を感じたら即座に警察官の派遣要請を行う。危険を察知する判断は個人によって異なり、「県警ホットライン」を押したものの、結果的に危害を加えられなかったということもありうるが、それは「幸い」なことであり、わずかでも危機的状況に陥る可能性を感じたときは、その感性を最優先する。(→P21・P46)
- (3) 学校への苦情等目的が明確な外来者であっても、児童生徒・教職員に対して恫喝・人格蔑視の言動や掲示物・物品の破損、「つく」「おす」などの加害行為を行った場合は、退去を命じ、従わない場合は、警察に通報する。

4 不審者への基本的な対応

県警ホットライン

共通理解事項等		具体例・留意点等
5 施設 の 点 検 ・ 見 直 し	1 現時点での点検項目	1 管理可能なものに出入口を限定 2 導線設定（順路指示） 3 「受付」場所の限定 4 隣接建物等からの侵入の可能性 5 錠の点検・補修 6 外壁等の破損箇所の点検・補修
	2 中長期的対策	1 構造上の見直し（小・中学校） 正面玄関での受付が可能な構造 （来訪者が教員等に会うために、直接職員室まで行かなければならない現状） 2 外壁等の見直し（人の目の届かない所） 透視性のある、ある程度高いフェンスが有効：犯行に至るまでの遅延策となる。また、乗り越えている間に地域住民等が通報できる。
6 危機 対 応 備 品 の 整 備	1 危険報知器具	1 防犯ベル 2 笛：安価で使いやすい。吹き方の変化により合図としても活用できる。 3 ハンドマイク：音声による的確な指示ができる。警報機としても活用できる。 4 インターホン：職員室と遠く離れた教室等の状況把握に有効である。 5 火災報知機：火災時だけでなく不審者侵入による危機発生時にも使用可能。学校全体に危機発生を知らせる。
	2 モニター装置	防犯カメラ：犯行の抑止効果がある。また、事件後の容疑者の特定あるいは特徴を知ることができる。 （課題）常時モニターを見ている警備員のような人が必要であると考えられる。
	3 応急品	・担架・包帯・ガーゼ・三角巾・副子・バグマスク・脱脂綿 ・使い捨て手袋・はさみ・ピンセット・ばんそうこう など
	4 その他	・毛布・ビニールシート・懐中電灯 など

共通理解事項等		具体例・留意点等
7 危機発生時の関係機関との共通理解	1 警察	1 「県警ホットライン」使用時 ・的確な情報提供：どこで・どのような人が・どのように・現在こうなっている 2 現場の保存措置 負傷者の救護、避難などやむを得ない場合を除き、できる限り犯行の行われた場所をそのまま保存する。 ・立ち入り規制（いす等を利用した立入禁止表示） ・紛失、変質及び散逸防止（覆い、見張り役の配置） 3 不審者に関する情報提供（警察・周辺の学校・P T A・地域の関係団体への情報提供）
	2 医療関係者・救急隊員等	1 応急手当（→P 22） 2 引継・同乗：原因・様態経過等説明 3 トリアージ：医療関係者・救急隊員等による緊急度と重傷度を即断して患者を振り分ける作業 ○症状に応じた4色のタグ： 緑－軽処置群 黄－非緊急処置群 赤－最優先治療群 黒－死亡及び不処置群
	3 教育委員会	1 緊急連絡方法及び内容（→P 29） 2 教育委員会職員の学校への派遣 3 危機対応への連携（対応策・記者発表等） 4 心のケア等に係る外部からの派遣協力者要請
8 危機対応能力の向上のための訓練等の計画	1 訓練・演習の必要性と効果	1 教職員や児童生徒に予期すべきことや対応方法を理解させる。 2 不安、恐怖心を和らげ、パニックの発生の可能性を弱める。（児童生徒への配慮等） ・学校は、基本的に子どもたちが、教師や友だち、地域の人々などとのふれあいをとおして人への信頼を学ぶところであるが、発達段階に応じて、危険を察知したり、回避する能力を育てることは大切である。 ・家庭においても、知らない人について行ってはいけないなど、子どもが危険にまきこまれないために必要な知恵やルールを教える必要がある。
	2 モデルに沿った学校全体での訓練	1 児童生徒及び教職員全体による実践的な訓練や関係者との合同訓練 2 警察職員を講師として招いた、不審者への対応時に身を守るためのロールプレイ（→P 20） 3 保護者や地域住民との協力による児童生徒引き渡し訓練
	3 シミュレーション・ロールプレイ演習	1 状況設定し、それに即した対応について机上で検討（→P 45） 2 危機対応組織の各班ごとの開催やホームルーム活動等で開催可能 3 県立教育研修所の危機管理に関する研修講座で導入
	4 応急手当訓練	消防署員等を招いての応急手当に関する研修 1 養護教諭が当日不在の場合や大量の被害者が出た場合を想定 2 心肺蘇生法、止血法、骨折の応急手当 3 総合的な学習の時間等を活用した生徒の取組
評価	実施後には危機対応マニュアルの見直し等検討会を開催する。	

2.6 危機対応マニュアルの作成・見直し

2.6.1 年度当初の会議においては、平素の安全管理の取組とともに、万が一、不審者による突発的な加害行動が発生した場合の危機対応についても、学校内及び地域住民や関係機関と共通理解を図り、不審者に関する危機対応マニュアルの作成あるいは見直し等を行う。

＜危機対応マニュアルとしてファイルしておくべきもの＞

2.6.2 各学校が具体的なマニュアルを作成し、ファイルしておくべきものには次のものがあげられる。

表8 危機対応マニュアルとしてファイルしておくべきもの

	ファイルしておくべきもの	必要性及び留意点等
1	校内危機対応組織表 (→P17)	<p>1 組織として対応することの必要性 (1)子どもの実態に即し、すべての子どもや教職員を効果的に支援する。 (2)危機対応時には大きなストレスがかかり支え合うことが重要になる。 (3)保護者や地域の人々、さらに関係機関との連携をスムーズに行う。</p> <p>2 組織整備の考え方 (1)基本的に危機管理を担うのは一般の教職員であり、「ヒーロー」や「スーパーマン」は不要である。恒常的に機能するシステムを整備する。 (2)『学校防災マニュアル』(H10兵庫県教育委員会)に示された組織や火災対応に対する組織等、既に編成している組織を活用する。(→P44)</p> <p>3 学校の規模にもよるが、組織を十分機能させるためには、1人あるいは2人の不在者が出た場合でも対応できるように考えておく。できればすべての役割をバックアップできる要員を確保しておくことが望まれる。</p>
2	教職員緊急連絡網	<p>1 緊急連絡網は、校内危機対応組織に沿ったもの及び学年別のものを2種類を作成しておく、状況によって使い分けができる。休日などに、急ぎよ教職員を召集する場合、校内危機対応組織の総括本部のメンバーだけの場合やある班のメンバーを加えた会議が必要であったり、場合によっては、ある学年の教員を召集するケースもある。</p> <p>2 学校長は、緊急時にどのようなメンバーを召集する必要があるのか、即座に判断しなければならない。</p> <p>3 緊急時の電話連絡による情報伝達は、以下の点に留意する。 (1)内容を伝える前に、聞き手が伝達事項を記述するよう確認する。 (2)緊急会議の開催について、いつ、どこで行うかを伝えとともに、事件、事故に関して明らかになっていることを伝える。個人の想像によるコメントは付け加えない。</p> <p>4 緊急連絡は、教職員の心の準備ができるように行うものであり、誤った情報が広がるのを防ぐためのものでもある。</p>
3	緊急連絡先リスト (→P18)	<p>1 警察・消防・医療機関・教育委員会・地域の関係団体・PTA役員等、緊急的に協力体制を組む必要のある機関等の連絡先リストを綴じておく。</p> <p>2 ファイルに綴じておくだけでなく、本リストは電話のそばに常に置いておく。</p> <p>3 常に最新のものに更新しておく。</p>

	ファイルしておくべきもの	必要性及び留意点等
4	危機対応手順 (→P19)	最悪のシナリオを想定し、基本的な対応手順を策定しておく。
5	避難経路図	1 学校全図に、危機発生場所別の基本的な避難経路を記しておく。 2 危機発生時には、状況把握に努めながら、安全な避難経路を判断し、指示を出すことになる。
6	警察との協力事項 (→P21)	1 「県警ホットライン」の使用に関する基本的事項を記しておく。現場に急行している警察官には、逐次無線で情報が知らされており、落ち着いた、的確な状況説明を行うことが求められる。 2 併せて、現場の保存措置事項や警察官到着前に不審者が逃走する場合もあり、犯人の身長、服装、その他の特徴について、できる範囲で整理しておけるような不審者情報チェックリストも綴じておく。
7	応急手当 (→P22)	応急手当に関する図説だけでなく、学校内の救急法心得者リストや応急手当資機材配置場所リストも併せて綴じておくと、危機発生時に活用できる。
8	負傷者等のリスト (→P25)	1 危機発生に伴い、負傷した全員の氏名・様態・措置内容等を把握できるようにしておく。 2 特に、負傷者が大量発生した場合、複数の病院への搬送となり、搬送された者のリストも作成しておく。その場合、同乗者の欄も設けておく。 3 緊急的な心のケアに関する対応が必要な児童生徒等のリストも綴じておく。
9	情報提供に関する基本事項 (記者発表等の基本的対応) (→P31)	危機が発生すると、社会的な関心が高まり、学校に情報提供を求める声が高まる。そのとき重要な役割をはたすのがマスコミである。マスコミへの記者会見はマスコミだけのものではなく、それを通して、児童生徒や保護者をはじめ、学校関係者や地域の人々が情報を入手する主たる手段となることを忘れてはいけない。平素より、マスコミ対応に関する基本的対応について理解しておく必要があるが、緊急時には動揺する場合もあり、マニュアルに目を通し、再確認した上で記者発表等に臨むことが望ましい。
10	危機発生直後からの記録用紙 (→P28)	1 危機対応にあたっては、情報の収集・整理・管理が極めて重要な役割となる。 2 あらゆる情報が一カ所に集まるように体制を組み、すべての事項や対応について時系列に記録できるようにしておく。
11	緊急情報連絡用紙 (→P28・29)	1 情報整理班への手渡しメモ用紙 各班員が新しい情報を書き込み情報整理班へ渡す。口頭による伝言は混乱を来すので避ける。これらをもとに、情報整理班が、上記の全対応記録や関係省庁への緊急連絡記録を作成する。 2 教育委員会への連絡用紙 事件・事故の正式な報告文以外に、緊急的に現状をFAX等により逐次送信する場合の用紙も準備しておくと同様に活用できる。
12	緊急保護者向け通知文(→P30)	1 事件の概要及び学校の危機対応、今後の予定等について全保護者に通知する基本的な書式を準備しておく。 2 保護者の不安を和らげたり、誤ったうわさが広まるのを避ける。
13	過剰取材自粛依頼文(→P30)	過剰取材に対する依頼文の基本的な書式を準備しておく。

※基本的な書式等は、ハードディスクやフロッピーに保存しておき、具体的内容を書き込んだり、状況に合わせて変えるだけですぐに活用できるようにしておく。

<危機対応マニュアルサンプル>

2.6.3 2.6.2で述べた「危機対応マニュアルとしてファイルしておくべきもの」のうち、教職員緊急連絡網及び避難経路図以外のサンプルを提示する。各学校の実態に即して、内容や書式を改善し、いざというときに活用できるようにしておく。

2

1 校内危機対応組織

組織名	担当者名	役割
1 総括本部	学 校 長	・全体総括 ・関係機関、省庁への連絡 ・全児童生徒、教職員への説明 ・必要な人材の派遣要請 ・マスコミスポークスマン
	教 頭	・学校長の補佐 ・学校長の指示による上記役割の実施
	防犯担当者	・各班の状況把握及び本部内での情報提供
	各 班 班 長	・各班の取りまとめ及び本部内での状況説明
2 不審者 対応班		・危害を加えるおそれのない場合、別室へ誘導 ・他の不審者の有無の確認 ・加害行動に及んでいる場合の子どもの救助及び安全確保
3 避難誘導・ 安全確認班		・危機に伴い想定されるパニック等に対する集団管理 ・児童生徒の避難指示・誘導 ・避難後の安否確認・安全確認 ・緊急一斉下校を行う場合の全体指導
4 救護班	養護教諭	・応急手当 ・医療援助の必要性の有無の決定 ・救急車両誘導 ・負傷者氏名及び様態、救急搬送先及び同乗者リストの作成 ・搬送先医療機関からの情報収集・整理
5 情報整理班		・各班及び警察等関係機関からのあらゆる情報の収集・記録・整理 ・総括本部及び各班への情報提供 ・児童生徒への口頭説明用文書作成 ・保護者等への説明文書作成 ・記者発表のための簡潔な資料の作成
6 電話・来校者 対応班		・保護者控室の設置 ・事件、事故を知った保護者や一般の人たちからの電話質問や来校者への対応、説明
7 マスコミ 対応班		・マスコミ関係者対応、記者発表時刻、場所等の連絡等 ・マスコミ関係者待機室、記者発表室準備
※総括者（学校長）が不在の場合の順次代理者 1（教頭） 2 3 ※養護教諭が不在の場合の順次代理者 1 2 3 4		

※上記組織の他に、事件・事故後の心のケアに関する取組を学校全体としてスムーズに実施できるよう養護教諭、教育相談担当者等からなる「メンタルサポート班」を編成し、カウンセラーの応援要請の必要性に関する情報収集・整理や心のケアに係る取組についての保護者向け広報文書を作成する。

2 緊 急 連 絡 先

	緊 急 連 絡 先	電 話 番 号	担 当 係 (氏名)
関 係 機 関 等	県警ホットライン		
	119番通報		
	〇〇警察署		
	〇〇消防署		
	〇〇救急病院		
	〇〇病院 (外科)		
	〇〇医院		
	〇〇医院		
	〇〇子どもセンター		
教 育 委 員 会	〇〇教育委員会〇〇課〇〇係		
	〇〇課〇〇係		
地 域 の 諸 団 体 等	P T A 役員		
	自治会等地域役員		
	自主防災会等地域団体役員		

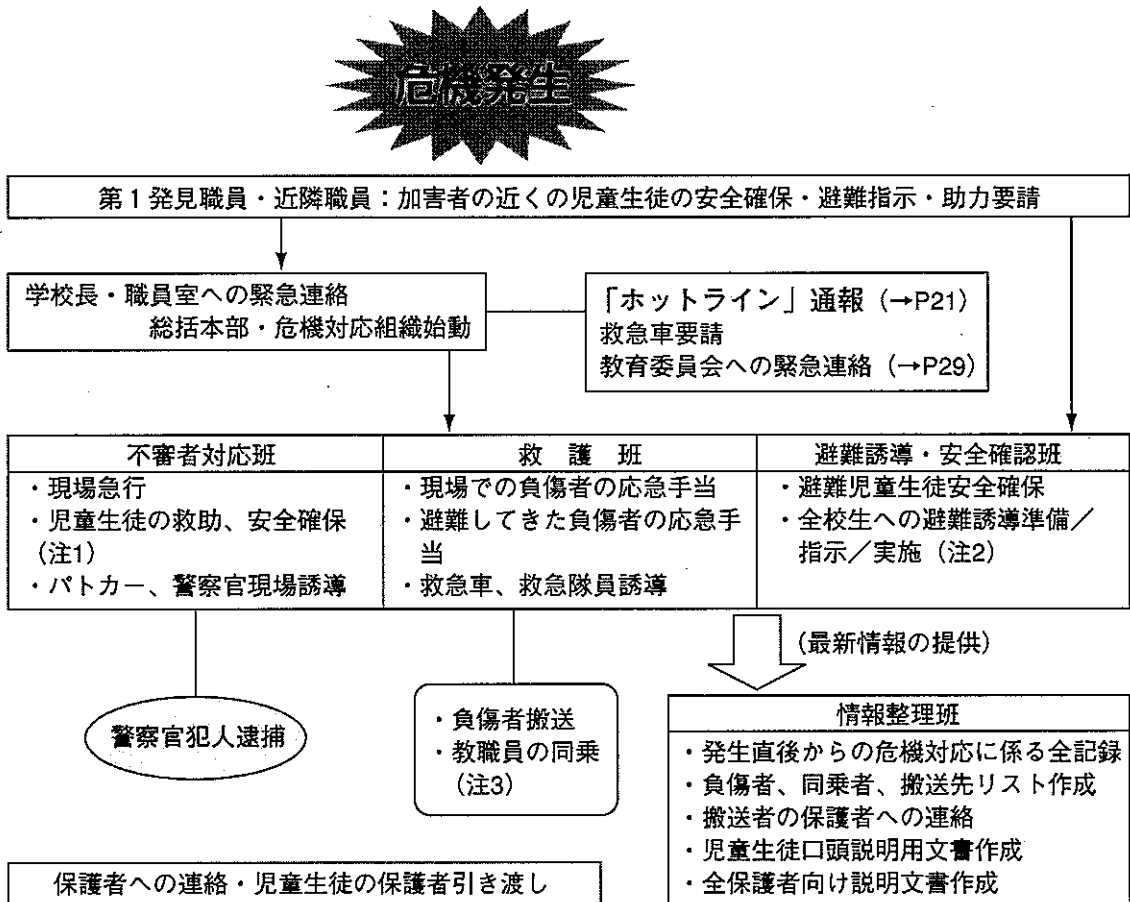
3 危機対応手順

1 不審者が加害行動に及ぶ可能性がある場合 (→P12)

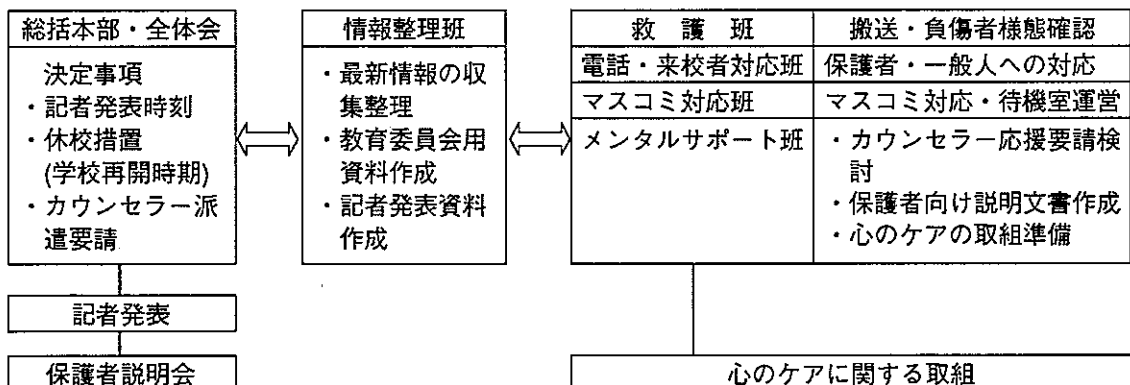


2 不審者が加害行為に及んだ場合

(1) 初期対応 (危機発生から犯人逮捕・学校内安全確認まで：秒～分)



(2) 事後対応



- (注1) 各市町が実施している、児童生徒の避難及び被害防止のための時間稼ぎ等に伴う不審者への対応に関する研修会において、次のような具体的な内容について研修がなされている。

教職員自らの受傷事故防止に十分努めながら、

- 1 モップ、柄の長い箒、椅子等で犯人を近寄らせない。(犯人との距離を保ち、モップ等の尖っているほうを犯人の目に向ける。振り上げて構えるのは、飛び込まれやすい)
- 2 椅子は、心臓を守る盾として使用できる。
- 3 ナイフ等、凶器を右手に持っている場合は、左回りに回る。
- 4 複数で対応し、注意力を分散させる。
- 5 万が一、手を捕まれた場合は手首を逆に回し振りほどく。

- (注2) 避難誘導・安全確認班は避難してきた児童生徒を1カ所に集め児童生徒のそばを離れない。

—避難指示時等の留意点—

- 1 危機発生時は状況把握に努め、待機か避難か、一部か全体か等の判断を落ち着いて行い、校内放送や各学校が準備しているハンドマイクなどにより状況に応じて指示を出す。
- 2 凶器を所持した侵入者等に対し、避難によって校舎あるいは教室を離れるほうがより危険性が増す場合がある。犯人に出くわす可能性がある校舎内を通過して移動するよりも、その場所に留まっているほうが安全であると判断される場合、教室内に留まる指示を行う。待機している時に、椅子や机でバリケードをつくっておくことが有効な場合もある。
- 3 教室内に留まる場合は、ドアや窓の施錠を行い、カーテンを閉める。ドアや窓から児童生徒を遠ざける。待機中は、児童生徒に分かる範囲で状況を説明し、不安を取り除くよう努める。校内放送等により、避難の指示がある場合に備え、落ち着いて即座に行動するよう伝える。
- 4 危機の場所、あるいは今後危機になると想定される場所が特定されたら、避難経路を決定し、避難指示を出す。
- 5 避難後即座に安否確認・安全確認を行い、負傷者等が取り残されていないか確認する。
- 6 待機中、児童生徒とともにいる教職員は自分自身が落ち着き、平常の状態に戻るためにあらゆる手段が講じられていることを児童生徒に伝え、安心させる。

- (注3) 救急車には必ず教職員が同乗し、学校へ子どもの様態、搬送先名を連絡する。同乗者は、子どもの不安を軽減するために担任の教師が望ましい。

5 応 急 手 当

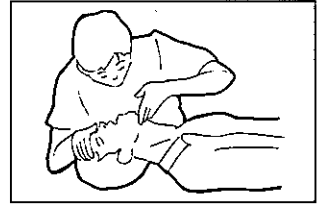
1 心肺蘇生法

(1) 意識があるかないか

「大丈夫ですか」「もしもし」など大きな声で呼びかけ、同時に肩を軽くたたく。

意識がない、反応がない → 気道の確保(舌のつけ根が気道をふさぐのを防ぐ)

- ①助けを求める。119番通報を行う。
- ②救助者は、傷病者の左肩(右肩)のところにしゃがみ、両膝をつく。右手(左手)を額から前頭部にあて、右肘(左肘)を地面につく。
- ③左手(右手)をあごの先端にあてて、あごを上げる。同時に右手(左手)は前頭部を下へ押すようにする。

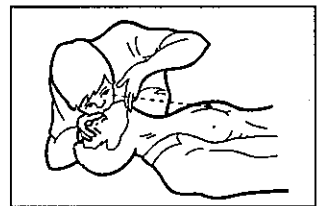


(2) 十分な呼吸をしているか

呼吸音ははっきり聞こえるか、胸の動きは十分か確認する。

十分な呼吸をしていない → 人工呼吸(呼吸停止から3~4分を経過すると、血流が回復しても脳障害が高率に残る可能性がある。)

- ①気道を確保した状態で、傷病者の前頭部を押さえていた右手を鼻へ動かし、傷病者の鼻をつまむ。
- ②救助者は深く息を吸い込み、口を大きく開け、空気もれないように、傷病者の唇のまわりをおおうようにかぶせ、息を吹き込む。
 - ・ 2秒間の吹き込みを2回連続で行う。
 - ・ 胸の膨らみ具合を確認する。



(3) 反応(循環のサイン)があるか

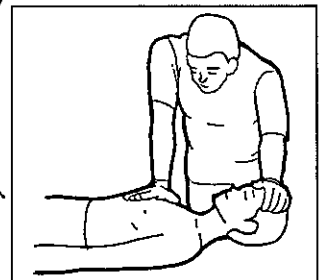
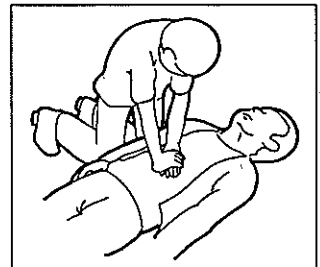
最初の2回の人工呼吸(初回救命呼吸)により「循環のサイン」(呼吸をするか、咳をするか、体動があるか)を確認する。反応はあるが呼吸が不十分な場合は、引き続き5秒間隔で人工呼吸を行う。

反応(循環のサイン)がなければ → 心臓マッサージ

- ①圧迫部位の確認をする。(胸骨の下辺またはみぞおちから指2本分上方に手掌部位を置く。ただし、10歳以上の場合には両側の乳頭を結ぶ胸骨上でもよい。)
- ②毎分100回くらいを目安にリズムカルに15回、手のひらのつけ根で胸骨が3.5cm~5cm下方に圧迫されるように垂直に押す。

＜小児(1歳以上8歳未満)の心臓マッサージ＞

- ①小児の胸骨下半分の圧迫部位を確認する。
- ②毎分100回くらいの速さで5回、救助者の片方の手のひらのつけ根で、胸と背中の中約1/3の深さに圧迫するように垂直に押す。

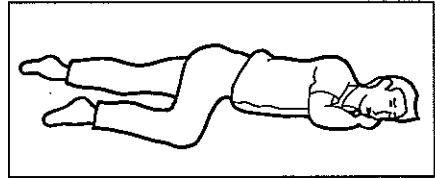


(4) 人工呼吸と心臓マッサージ

- ①人工呼吸を2回（初回救命呼吸）
 - ②反応（循環のサイン）がなければ心臓マッサージと人工呼吸を15：2（1歳以上8歳未満の小児の場合は5：1）の割合で、4回くり返す。（2名で行う場合も同じ）
 - ③循環のサインがなければ、心臓マッサージと人工呼吸を続行する。反応はあるが呼吸が不十分な場合は、引き続き5秒間隔で人工呼吸を行う。
 - ④2～3分ごとに循環のサインを確認しながら、医師または救急隊員が来るまで続行する。
- ※救助者が2名の場合は、人工呼吸と心臓マッサージを分担して行う。

(5) 経過の観察

- ①意識のある場合：安静にして観察を続ける。
あお向けに寝かせた場合、毛布などを用いて足を挙げる。
- ②意識のない場合：舌根沈下を予防し、のどの中の吐物等が気管に吸い込まれないように傷病者に回復体位（右図）をとらせて観察を続ける。
- ③呼吸が不十分な場合は、5秒間隔で人工呼吸を行う。



2 止血法

直接圧迫止血法：清潔な厚めのガーゼやタオルを傷口に当て、手で強く圧迫する。

間接圧迫止血法：傷口より心臓に近い動脈を骨に垂直に押しつけるようにして圧迫する。

※出血部位を心臓より高い位置にする。
※感染予防のため血液に触れないようにする。（使い捨て手袋等の着用）

3 骨折の応急手当

- (1) 少しでも骨折が疑われる場合は、骨折として応急手当をする。：痛くて患部を自分で動かせない・その部分に触ると激痛がある・腫れている・変形している
- (2) むやみに身体を動かさない。固定に利用できるものに、板、ダンボール、雑誌、棒、つえ、かさなどがある。
- (3) 骨折した部分をはさんだ2つの関節に副子を当て、包帯や三角巾などで固定する。（副子とからだの間には、必ずタオルなどのあて物を入れる。）
- (4) 固定後、腫れを防ぐために骨折部を高い位置に保つ。

ダンボールで

ざぶとんで

折りたたみのかさで

(イラスト：兵庫県立明石高等学校美術科3年 長谷川由香理・森本杏奈)

<救急法心得者リスト>

項目	心得者			
人工呼吸				
心臓マッサージ				
止血法・包帯法				
骨折の手当（副子固定法）				

<応急手当資機材配置場所リスト>

備品名	数	室	具体的な場所
担架		保健室	
包帯			
三角巾			
副子			
バッグマスク			
使い捨て手袋			
ガーゼ			
体温計			
はさみ			
ピンセット			
救急箱			
救急箱			
災害用毛布			
ビニールシート			

6 負傷者等のリスト

1 救急車等により搬送された者のリスト

	氏名	学年・組	性別	年齢	症状	搬送先病院名(TEL)	保護者 連絡	同乗者
1							済・未	
2							済・未	
3							済・未	
4							済・未	
5							済・未	
6							済・未	
7							済・未	
8							済・未	
9							済・未	
10							済・未	
11							済・未	
12							済・未	
13							済・未	
14							済・未	
15							済・未	

2 全負傷者リスト

	負傷者氏名	学年・組	性別	年齢	症 状	措 置	保護者連絡
1							済・未
2							済・未
3							済・未
4							済・未
5							済・未
6							済・未
7							済・未
8							済・未
9							済・未
10							済・未
11							済・未
12							済・未
13							済・未
14							済・未
15							済・未

3 心のケア緊急対応必要者リスト

	要対応者氏名	学年・組	性別	年齢	症 状	措 置	保護者連絡
1							済・未
2							済・未
3							済・未
4							済・未
5							済・未
6							済・未
7							済・未
8							済・未
9							済・未
10							済・未
11							済・未
12							済・未
13							済・未
14							済・未
15							済・未

7 記録用紙・緊急情報連絡用紙

(→P16)

1 危機発生直後からの全記録用紙

月日	時分	事項	具体的内容
			(状況変化、対応、収集情報等をすべて時系列で記録)

2 緊急情報連絡用紙

(1) 各班員から情報整理班への手渡しメモ用紙

日時	日 時 分	事項	報告者
内 容			

(注) 事項には、「負傷者の症状」、「保護者連絡内容」など、整理しやすいように記入する。

8 緊急保護者向け通知文

〇〇年〇月〇日

保護者各位

〇〇立〇〇学校長

〇〇〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について

この度の〇〇〇〇に係る事件に関する概要及び今後の対応について、取り急ぎご報告させていただきます。

(事実概要)

(休校措置・再開の目途について)

(保護者説明会の開催について)

なお、保護者説明会においてご説明させていただく予定にしていますが、このような突発的な事件・事故の後、子どもたちの中には、幼児的な行動をとるなどの退行現象や、いらいらしたり、落ち着きがなくなるなど情緒的反応を示したり、食欲の低下や不眠、吐き気など生理的反応を示す子どももいます。もし、お子さまに何か気になることがございましたら〇〇までご連絡下さい。

(心のケア等に関する取組の紹介)

改めて申し上げるまでもなく、今回の事件で、本校の児童生徒や保護者が受けた心の痛手は、計り知れないものがあります。そうした中において、1日も早く平静を取り戻そうと努力してまいりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

9 過剰取材に対する依頼文

〇〇年〇月〇日

報道機関各位

〇〇立〇〇学校長

報道・取材に関するお願い

この度の〇〇〇〇に係る事件に関する取材や報道について、早朝からの取材活動や度重なる聞き込みなどに対して、児童（生徒）ならびに保護者から戸惑いの声や苦情が寄せられています。

改めて申し上げるまでもなく、今回の事件で、本校の児童（生徒）や保護者が受けた心の痛手は、計り知れないものがあります。そうした中において、一日も早く平静を取り戻そうと努力しております。

報道機関の皆様におかれましては、児童（生徒）への直接の取材について自粛していただきますようお願いいたします。

10 記者発表等の基本的な対応

1 情報提供の目的

保護者説明会や記者発表を行うことにより、誤った情報や流言が広まるのを防ぐとともに、学校や地域並びに関係諸機関の対応に関する努力を広報し、保護者等との信頼関係を深めながら今後の対応についての理解と協力を得る。

2 記者発表時の基本的な対応

<事前の対応>

- (1) 記者発表を行う者（校長あるいは教頭）を決めておき、マスコミに与える情報に関する混乱を避け、一貫性を保つ。
- (2) 記者発表を実施する場合は、記者発表の時間と場所を指定し、できるだけ頻繁に実施する。記者発表時には、インタビューに答えるだけでなく文書を配付するのがよい。配付文書は1社1部とは限らない。
- (3) 記者発表時には司会者を決めておくと、進行上の混乱を防ぎスムーズに進めることができる。
- (4) 事件・事故の場合、広報内容を事前に警察等関係機関と調整しておく。

<記者発表時の留意点>

- (1) 正確な情報を伝える。
- (2) 防御的な姿勢は避け、情報がなく答えられない質問の場合は答えられないことを告げる。もし、調べて答えられる内容であれば、いつ回答できるかを伝える。信頼できる情報源になりたいと思っていることを示す。インタビュアーを敵対者として扱わない。
(例) ・「分かっていることは全てお伝えします。」 「ただ今調査中です。」
・「特に言うことはない」という発言は、回避的な態度とみなされるのでよくない。
- (3) 情報を持っていても答えられない時は、回答できないこと及びその理由を伝える。(例) 児童生徒の氏名の公表など
- (4) 早口になりがちだが、落ち着いて答える。簡潔明瞭な言葉で、一般の人が理解できる一般用語を使用する。
- (5) 1つ1つの質問に簡潔に答える。それぞれの質問ごとに回答したら話すのをやめる。
- (6) 質問者が発言を遮るようなことがあれば、話を中断して、質問者が話し終えるのを待つ。その後、話していたことを続ける。
- (7) 質問者が一度にいくつもの質問を行った場合、まずどの質問から答えればよいか尋ねる。そうすることによって、混乱を避けることができる。
- (8) 前もって質問事項を提出させたり、最終的な記事を見ることを求めない。インタビューに真摯に回答としている意志は、ある程度尊重される。

<過剰取材への自粛要請>

児童生徒在校中の校内での取材活動は認められないことを主張する。また、過剰な児童生徒への取材活動に対しては依頼文書等により自粛を求める。(→P30)